

建築設備（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件の一部を改正する告示について（概要）

1. 背景

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 12 条第 3 項の規定に基づき、建築設備の所有者は、定期的に、建築設備検査員等に検査をさせて、その結果を特定行政庁に報告することとされており、その検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準については、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、告示^(※)に定められているところ。

建築設備の定期検査項目のうち、一部の項目については、日頃から点検等が実施されているか、又は他法令において、建築基準法における定期検査と同等の方法により点検等が実施されているところだが、今般、建築基準整備促進事業において、建築設備検査員等が実施した自主点検の記録や、他法令に基づく点検等の結果を活用することにより、検査の合理化を図ることができることが確認された一部の検査項目について、自主点検や他法令による点検等を検査方法に位置付けることとするため、所要の改正を行う。

※建築設備（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成 20 年国土交通省告示 285 号）

2. 改正概要

建築設備の定期検査における一部の検査項目について、建築設備検査員等が実施した自主点検の記録や、他法令に基づく点検等の結果を活用することができるよう、検査方法に位置付けることとする。

また、特殊な構造の排煙設備について、検査事項に「給気送風機の給気風量」の測定を追加するなど、その他所要の改正を行うこととする。

3. スケジュール

公布 平成 30 年 10 月 29 日

施行 公布の 3 月後（平成 31 年 1 月 29 日）

建築設備定期検査告示（H20 国交告第 285 号）の改正概要について

① 日常的な維持保全業務での点検結果の活用

改正案の内容	対象設備	備考
維持保全業務における日常点検の結果を確認することにより、実際に建築設備の検査を行うことを免除	換気設備、給水設備及び排水設備	建築設備検査員等（一級建築士、二級建築士を含む。）が日常点検を行うことが必要

例) 機械換気設備において、「換気扇による換気の状態」について、日常点検の結果を活用

② 他法令の検査結果の活用

改正案の内容	対象設備
建築物衛生法に基づく点検結果を確認することにより、実際に建築設備の検査を行うことを免除	換気設備、給水設備及び排水設備
消防法に基づく点検結果を確認することにより、実際に建築設備の検査を行うことを免除	排煙設備、非常用照明装置
電気事業法に基づく点検結果を確認することにより、実際に建築設備の検査を行うことを免除	排煙設備、非常用照明装置

例) 排煙設備の自家発電装置において、「発電機及び原動機の状態」について消防法に基づく点検結果を活用

③ 検査項目の合理化

改正案の内容	対象設備
検査項目の統合	排煙設備、非常用照明装置、給水設備及び排水設備

例) 非常用の照明装置において、「予備電源への切替え及び器具の点検の状態」と「予備電源の性能」を統合

○国土交通省告示第千二百十四号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第六条第一項から第三項まで並びに第六条の二第一項及び第二項の規定に基づき、建築設備（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第百八十五号）の一部を次のように改正する。

平成三十年十月二十九日

国土交通大臣 石井 啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

		改正後			改正前		
		(イ)検査項目	(ロ)検査事項	(ハ)検査方法	(イ)検査項目	(ロ)検査事項	(ハ)検査方法
第一 施行規則第六条第一項並びに第六条の二第一項及び第二項の規定に基づき、換気設備、排煙設備並びに給水設備及び排水設備について国土交通大臣が定める検査の項目は、別表第一(イ)欄に掲げる項目のうち一項(ウ)、(イ)及び(イ)から(二十一)まで、別表第二(イ)欄に掲げる項目のうち一項(ウ)、(イ)、(三十七)及び(三十八)並びに二項(二十四)並びに別表第四(イ)欄に掲げる項目のうち三項(七)とする。	別表第一	(イ)検査項目 機械換気設備 機械換気設備 (中央管理方式の空気調和設備を含む。)の外觀	(ロ)検査事項 (略)	(ハ)検査方法 給気口及び排気口の位置関係を目視及び設計図書等により確認するとともに、必要に応じて気流方向を気流検知器等を用いて確認する。	(イ)検査項目 機械換気設備 機械換気設備 (中央管理方式の空気調和設備を含む。)の外觀	(ロ)検査事項 (略)	(ハ)検査方法 給気口及び排気口の位置関係を目視及び設計図書等により確認するとともに、必要に応じて気流方向を気流検知器等を用いて確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することとする。
	別表第一	(イ)検査項目 機械換気設備 機械換気設備 (中央管理方式の空気調和設備を含む。)の外觀	(ロ)検査事項 (略)	(ハ)検査方法 給気口及び排気口の位置関係を目視及び設計図書等により確認するとともに、必要に応じて気流方向を気流検知器等を用いて確認する。	(イ)検査項目 機械換気設備 機械換気設備 (中央管理方式の空気調和設備を含む。)の外觀	(ロ)検査事項 (略)	(ハ)検査方法 給気口及び排気口の位置関係を目視及び設計図書等により確認するとともに、必要に応じて気流方向を気流検知器等を用いて確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することとする。
備を 気設 (換 居室 れた けら が設 設備 換気 づき に基 三項 は第 項又 第二 八条 二十 法第 一	(四)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
各居室の給気口及び排気口の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	各居室の給気口及び排気口の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	各居室の給気口及び排気口の取付けの状況	目視又は触診により確認する。

。除く等々を理室き調るべ
設け

(略)
(削る)

(削る)

(略)
(削る)

。除く等々を理室き調るべ
設け

(九)
(略)

機械換
気設備
(中央
管理方
式の空
気調和
設備を
含む)
の性能

(略)
各系統の換気
量

外気を取り入れる風道
の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて風速を測定し、次の式により換気量を算出する(風速の測定が困難な場合にあっては、在室者がほぼ設計定員の状態において、還気の二酸化炭素含有率又は還気と外気の二酸化炭素含有率の差を検知管法又はこれと同等以上の測定方法により確認する。)
 $V = 3600VA$
この式において、
V、 ψ 及びAは、それぞれ次の数値を表すものとする。
V 換気量(単位 一時間につき 立方メートル)
 ψ 平均風速(単位 一秒につき メートル)
A 風道断面積(単位 平方メートル)

ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することとする。

令第二十条の二第一号口の規定に適合しないこと。ただし、風速の測定が困難な場合において、在室者がほぼ設計定員において、還気の二酸化炭素含有率又は還気と外気の二酸化炭素含有率の差を検知管法又はこれと同等以上の測定方法により確認した場合にあっては、還気の二酸化炭素含有率が百万分の千を超えていないこと又は還気と外気の二酸化炭素含有率の差が百万分の六百五十を超えていないこと。

(九)

機械換気設備（中央管理方式の空調気調和設備を含む。）の性能

各居室の換気量

給気口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて風速を測定し、次の式により換気量を算出する。ただし、風速の測定が困難な場合にあつては、在室者がほぼ設計定員の状態において、還気中の二酸化炭素含有率又は還気と外気中の二酸化炭素含有率の差を検知管法又はこれと同等以上の測定方法により確認する。

$$V = 3600 \psi AC$$

（この式において、 V 、 ψ 、 A 及び C は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- V 換気量（単位：一時間につき立方メートル）
- ψ 平均風速（単位：一秒につきメートル）
- A 給気口断面積（単位：平方メートル）
- C 次の式により計算した給気量に対する外気の混合比

令第二十条の二第一号口若しくはハの規定に適合しないこと又は風速の測定が困難な場合にあつては、次のイ若しくは口のいずれかに該当すること。

イ 還気中の二酸化炭素含有率を確認した場合にあつては、還気中の二酸化炭素含有率が百分の千を超えていること。

ロ 還気と外気中の二酸化炭素含有率の差を確認した場合にあつては、還気と外気中の二酸化炭素含有率の差が百分の六百五十を超えていること。

(十)

各室の換気量

給気口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて風速を測定し、次の式により換気量を算出する（風速の測定が困難な場合にあつては、在室者がほぼ設計定員の状態において、還気中の二酸化炭素含有率又は還気と外気中の二酸化炭素含有率の差を検知管法又はこれと同等以上の測定方法により確認する。）。

$$V = 3600 \psi AC$$

（この式において、 V 、 ψ 、 A 及び C は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- V 換気量（単位：一時間につき立方メートル）
- ψ 平均風速（単位：一秒につきメートル）
- A 給気口断面積（単位：平方メートル）
- C 次の式により計算した給気量に対する外気の混合比（還気風量が混合されている場合は、換気比率を乗じて算出する数値）

令第二十条の二第一号口の規定に適合しないこと。ただし、風速の測定が困難な場合において、在室者がほぼ設計定員において、還気中の二酸化炭素含有率又は還気と外気中の二酸化炭素含有率の差を検知管法又はこれと同等以上の測定方法により確認した場合にあつては、還気中の二酸化炭素含有率が百分の千を超えていること又は還気と外気中の二酸化炭素含有率の差が百分の六百五十を超えていること。

(七)	(六)	(五) (五) (法)	(十)	
備 調 和 設 の 空 気 理 方 式 中 央 管		(略)	(略)	
各居室の相対湿度	各居室の温度	空気調和設備の性能	(略)	
居室の中央付近において湿度計により測定する。	居室の中央付近において温度計により測定する。	居室の中央付近において温度計により測定する。	(略)	$C = \frac{V_2}{V_1}$ <p>この式において V_1及びV_2は、それぞれ次の数値を表すものとする。 V_1 空気調和設備の送風空気量(単位一時間につき立方メートル) V_2 空気調和設備への取り入れ外気量(単位一時間につき立方メートル)</p>
令第百二十九条の二の六第三項の表(四)項の規定に適合しないこと。	令第百二十九条の二の六第三項の表(四)項の規定に適合しないこと。	令第百二十九条の二の六第三項の表(四)項の規定に適合しないこと。	(略)	

(六)	(七)	(五) (五) (法)	(十)	
備 調 和 設 の 空 気 理 方 式 中 央 管		(略)	(略)	
各室の相対湿度	各室の温度	空気調和設備の性能	(略)	
居室の中央付近において湿度計により測定する。ただし、前回の検査以降に同等の検査以降に同等	居室の中央付近において温度計により測定する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することとする。	居室の中央付近において温度計により測定する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することとする。	(略)	$C = \frac{V_2}{V_1}$ <p>この式において V_1及びV_2は、それぞれ次の数値を表すものとする。 V_1 空気調和設備の送風空気量(単位一時間につき立方メートル) V_2 空気調和設備への取り入れ外気量(単位一時間につき立方メートル)</p> <p>ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することとする。</p>
令第百二十九条の二の六第三項の表(四)項の規定に適合しないこと。	令第百二十九条の二の六第三項の表(四)項の規定に適合しないこと。	令第百二十九条の二の六第三項の表(四)項の規定に適合しないこと。	(略)	

	(二十一)	(二十)	(十九)	(十八)	(十七)
各居室の気流	居室の中央付近において風速計により測定する。	各居室の二酸化炭素含有率	居室の中央付近においてガス検知管等により測定する。	各居室の一酸化炭素含有率	居室の中央付近においてガス検知管等により測定する。
	令第二百二十九条の二の六第三項の表(内)項の規定に適合しないこと。		令第二百二十九条の二の六第三項の表(三)項の規定に適合しないこと。		令第二百二十九条の二の六第三項の表(一)項の規定に適合しないこと。

	(二十二)	(二十一)	(二十)	(十九)	(十八)
各室の気流	居室の中央付近において風速計により測定する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することと足りる。	各室の二酸化炭素含有率	居室の中央付近においてガス検知管等により測定する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することと足りる。	各室の一酸化炭素含有率	居室の中央付近においてガス検知管等により測定する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することと足りる。
	令第二百二十九条の二の六第三項の表(内)項の規定に適合しないこと。		令第二百二十九条の二の六第三項の表(三)項の規定に適合しないこと。		令第二百二十九条の二の六第三項の表(一)項の規定に適合しないこと。

		換気設備を設けるべき調理室等	(六)	(七)	(五)	(略)
自然換気設備及び機械換気設備						
(略)						
排気筒及び煙突の断熱の状況						
目視又は触診により確認する。						
目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。						
令第一百十五項第一項第三号イ(2)又は第二項の規定に適合しないこと。						
断熱材に脱落又は損傷があること。						
(略)						
排気筒及び煙突と可燃物、電線等との距離						
目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。						
令第一百十五項第一項第三号イ(2)又は第二項の規定に適合しないこと。						
令第二十条の三第二項第一号イ又は昭和四十五年建設省告示第千八百二十六号段第三の規定に適合しないこと。						
機械換気設備の換気量						
排気口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて風速を測定し、次の式により換気量を算出する。 $V = 3600 \times A$						
この式において、 V、 ν 及びAは、それぞれ次の数値を表すものとする。 V 換気量(単位 一時間につき立方メートル) ν 平均風速(単位 一秒につきメートル) A 開口断面積(単位 平方メートル)						

		換気設備を設けるべき調理室等	(六)	(七)	(五)	(略)
自然換気設備及び機械換気設備						
(略)						
排気筒及び煙突の断熱の状況						
目視又は触診により確認する。						
目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。						
令第一百十五項第一項第三号又は第二項の規定に適合しないこと。						
断熱材が脱落又は損傷していること。						
(略)						
排気筒及び煙突と可燃物、電線等との距離						
目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。						
令第一百十五項第一項第三号又は第二項の規定に適合しないこと。						
令第二十条の三第二項第一号イ又は昭和四十五年建設省告示第千八百二十六号段第三の規定に適合しないこと。						
機械換気設備の換気量						
排気口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて風速を測定し、次の式により換気量を算出する。 $V = 3600 \times A$						
この式において、 V、 ν 及びAは、それぞれ次の数値を表すものとする。 V 換気量(単位 一時間につき立方メートル) ν 平均風速(単位 一秒につきメートル) A 開口断面積(単位 平方メートル)						
ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することとする。						

別表第二

第三項 第十三条第 百二(九) 令第(略) 一(略)	(イ)検査項目 排煙機 (略)	(ウ)検査事項 排煙機 の性能 (略)	(エ)検査方法 排煙機の排煙 風量 (略)	(イ)判定基準 煙排出口の同一断面 内から五箇所を偏り なく抽出し、風速計 令第二百二十三条第三 項第二号若しくは第 百二十九条の十三の	三 法第 二十 八条 第二 項又 は第 三項 に基 づく び換 気設 備が 設け られた 居室 等	(略)	防火ダンパー等 (外壁の開口部 で延焼のおそれ のある部分に設 けるものを除 く。)	(略)	連動型防火ダ ンパーの煙感 知器、熱煙複 合式感知器及 び熱感知器と の連動の状況	発煙試験器、加熱試 験器等により作動の 状況を確認する。	感知器と連動して作 動しないこと。
						次の上欄に掲げる項目については、それぞれ前表の下欄に掲げる記録がある場合に は、(イ)欄に掲げる検査方法にかかわらず、当該記録により確認することとする。	一項(三)、(九)及び(十)から(二十一)ま で、二項(五)並びに三項(九)	前回の検査後にそれぞれ(イ)欄に掲げる検査方法と 同等の方法で実施した検査等の記録			
						一項(一)、(二)、(四)から(八)まで、(十) から(七)まで、(六)及び(七)	前回の検査後にそれぞれ(イ)欄に掲げる検査方法と 同等の方法で一級建築士、二級建築士又は建築設 備検査員(以下「一級建築士等」という。)が実施 した検査の記録	前回の検査後にそれぞれ(イ)欄に掲げる検査方法と 同等の方法で一級建築士等が実施した検査の記録 又は前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規 定に基づき実施した点検等の記録			
						一項(四)及び(七)	前回の検査後にそれぞれ(イ)欄に掲げる検査方法と 同等の方法で一級建築士等が実施した検査の記録 又は前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規 定に基づき実施した点検等の記録	前回の検査後にそれぞれ(イ)欄に掲げる検査方法と 同等の方法で一級建築士等が実施した検査の記録			

別表第二

第三項 第十三条第 百二(九) 令第(略) 一(略)	(イ)検査項目 排煙機 (略)	(ウ)検査事項 排煙機 の性能 (略)	(エ)検査方法 排煙機の排煙 風量 (略)	(イ)判定基準 煙排出口の同一断面 内から五箇所を偏り なく抽出し、風速計 令第二百二十三条第三 項第二号若しくは第 百二十九条の十三の	三 法第 二十 八条 第二 項又 は第 三項 に基 づく び換 気設 備が 設け られた 居室 等	(略)	防火ダンパー等	(略)	連動型防火ダ ンパーの煙感 知器、熱煙複 合式感知器及 び熱感知器と の連動の状況	発煙試験器、加熱試 験器等により作動の 状況を確認する。た だし、前回の検査以 降に同等の方法で実 施した検査の記録が ある場合にあつて は、当該記録により 確認することとする。	感知器と連動して作 動しないこと。
						(新設)	前回の検査後にそれぞれ(イ)欄に掲げる検査方法と 同等の方法で実施した検査等の記録				

第二号に規定する階段室又は付室、令第百二十九条の三、第十三条の三、第十項に規定する昇降路又は乗降ロビ、令第百二十六条の二、第一項に規定する居室等	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>排煙口</p> <p>機械排煙設備の排煙口の外の観</p> <p>機械排煙設備の排煙口の排煙風量</p> <p>排煙口の排煙風量</p> <p>排煙口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて一点につき三</p> <p>令第二百二十六条の三、第一項第九号の規定に適合しないこと。ただし、令第二百二十</p>	<p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p>	<p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p>	<p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p>	<p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p>	<p>をういて一点につき三十秒以上継続して風速を測定し、次の式により排煙風量を算出する。</p> <p>$Q=60AV_m$</p> <p>（この式において、Q、A及びV_mは、それぞれ次の数値を表すものとす</p> <p>る。</p> <p>Q 排煙風量（単位 一分につき立方メートル）</p> <p>A 煙排出口面積（単位 平方メートル）</p> <p>V_m 平均風速（単位 一秒につきメートル）</p> <p>第三十三項（これらの規定中国土交通大臣が定めた構造方法のうち排煙機に係る部分に限る。）又は第二百二十六条の三、第一項第九号（令第二百二十九条の二、第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては、令第二百二十三条第三項第二号及び第二百二十六条の三、第一項第九号を除く。）の規定に適合しないこと。</p>
<p>排煙口</p> <p>機械排煙設備の排煙口の外の観</p> <p>機械排煙設備の排煙風量</p> <p>排煙口の排煙風量</p> <p>排煙口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて一点につき三</p> <p>令第二百二十六条の三、第一項第九号の規定に適合しないこと。ただし、令第二百二十</p>	<p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p>	<p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p>	<p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p>	<p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p>	<p>をういて一点につき三十秒以上継続して風速を測定し、次の式により排煙風量を算出する。</p> <p>$Q=60AV_m$</p> <p>（この式において、Q、A及びV_mは、それぞれ次の数値を表すものとす</p> <p>る。</p> <p>Q 排煙風量（単位 一分につき立方メートル）</p> <p>A 煙排出口面積（単位 平方メートル）</p> <p>V_m 平均風速（単位 一秒につきメートル）</p> <p>ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認すること足り</p> <p>第三十三項（これらの規定中国土交通大臣が定めた構造方法のうち排煙機に係る部分に限る。）又は第二百二十六条の三、第一項第九号（令第二百二十九条の二、第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては、令第二百二十三条第三項第二号及び第二百二十六条の三、第一項第九号を除く。）の規定に適合しないこと。</p>

(平)	(略)	
煙感知器による作動の状況	(略)	
発煙試験器等により作動の状況を確認する。		<p>十秒以上継続して風速を測定し、次の式により排煙風量を算出する。</p> $Q = 60AV_m$ <p>この式において、 Q、A及びV_mは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>Q 排煙風量(単位 一分につき立方メートル) A 排煙口面積(単位 平方メートル) V_m 平均風速(単位 一秒につきメートル)</p>
排煙口が連動して開放しないこと。		<p>九条第一項又は第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。</p>

(平)	(略)	
煙感知器による作動の状況	(略)	
発煙試験器等により作動の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することとする。		<p>十秒以上継続して風速を測定し、次の式により排煙風量を算出する。</p> $Q = 60AV_m$ <p>この式において、 Q、A及びV_mは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>Q 排煙風量(単位 一分につき立方メートル) A 排煙口面積(単位 平方メートル) V_m 平均風速(単位 一秒につきメートル)</p> <p>ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することとする。</p>
排煙口が連動して開放しないこと。		<p>九条第一項又は第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。</p>

(三十五)		(三十四) , (三十二)		(三十一) , (二十六)		(二十五)	(略)
備 排煙設		特殊な構造の				道 排煙風	機械排
状況	手動開放装置の周囲の	(略)		防火ダ ンパー	(略)	煙設備 の排煙 風道() 隠蔽部 分及び 埋設部 分を除 く。	(略)
	目視により確認す					排煙風道と可 燃物、電線等 との離隔距離 及び断熱の状 況	目視により確認する とともに、必要に 応じて鋼製巻尺等 により測定する。
	周囲に障害物があり 操作できないこと。						断熱材に脱落又は損 傷があること又は令 第二百二十六条の三第 一項第七号で準用す る令第一百五十一条 第三号イ(2)の規定 に適合しないこと。 ただし、令第二百十 九条第一項又は第百 二十九条の二第一項 の規定が適用され、 かつ、階避難安全 性能又は全館避難安 全性能に影響を及ぼす 修繕等が行われてい ない場合を除く。

(三十五)		(三十四) , (三十二)		(三十一) , (二十六)		(二十五)	(略)
		(新設)				道 排煙風	機械排
状況	手動開放装置の設置の	(略)		防火ダ ンパー	(略)	煙設備 の排煙 風道() 隠蔽部 分及び 埋設部 分を除 く。	(略)
	目視により確認す					排煙風道と可 燃物、電線等 との離隔距離 及び断熱の状 況	目視により確認する とともに、必要に 応じて鋼製巻尺等 により測定する。
	周囲に障害物があり 操作できないこと。						断熱材に脱落又は損 傷があること又は令 第二百二十六条の三第 一項第七号で準用す る令第一百五十一条 第三号イ(2)の規定 に適合しないこと。 (ただし、令第二百 二十九条第一項又は第 百二十九条の二第一 項の規定が適用さ れ、かつ、階避難安 全性能又は全館避難 安全性能に影響を及 ぼす修繕等が行われ ていない場合を除 く)。

(三十九)	(略)	(三十七)	(略)
(略)	煙感知器による作動の状況	特殊な構造の排煙設備の性能	<p>排煙口の排煙風量</p> <p>排煙口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて一点につき三十秒以上継続して風速を測定し、次の式により排煙風量を算出する。</p> $Q = 60AV_m$ <p>(この式において、Q、A及びV_mは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>Q 排煙風量(単位 一分につき立方メートル)</p> <p>A 排煙口面積(単位 平方メートル)</p> <p>V_m 平均風速(単位 一秒につきメートル)</p> <p>令第二百二十六条の三第二項の規定に適合しないこと。ただし、令第二百二十九条第一項又は第二百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。</p>
煙感知器による作動の状況	発煙試験器等により作動の状況を確認する。	(略)	排煙口が連動して開放しないこと。

(三十九)	(略)	(三十七)	(略)
(略)	煙感知器による作動の状況	特殊な構造の排煙設備の性能	<p>排煙口の排煙風量</p> <p>排煙口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて一点につき三十秒以上継続して風速を測定し、次の式により排煙風量を算出する。</p> $Q = 60AV_m$ <p>(この式において、Q、A及びV_mは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>Q 排煙風量(単位 一分につき立方メートル)</p> <p>A 排煙口面積(単位 平方メートル)</p> <p>V_m 平均風速(単位 一秒につきメートル)</p> <p>ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することとする。</p> <p>令第二百二十六条の三第二項の規定に適合しないこと。ただし、令第二百二十九条第一項又は第二百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。</p>
煙感知器による作動の状況	発煙試験器等により作動の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の	(略)	排煙口が連動して開放しないこと。

(五十三)	(五十一)	(五十)	(四十九)	(略)	(略)
(略)	(略)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の性能			
		(略)	(略)	(略)	(略)
給気送風機の給気風量		吸込口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて一点につき三十秒以上継続して風速を測定し、次の式により給気風量を算出する。 $Q = 60AV_m$ この式において、 Q、A及びV _m は、それぞれ次の数値を表すものとする。		令第二百二十六条の三第二項の規定に適合しないこと。ただし、令第二百二十九条第一項又は第二百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。	
Q 給気風量(単位 一分につき立方メートル)		A 吸込口面積(単位 平方メートル)		V _m 平均風速(単位 一秒につきメートル)	

(五十二)	(五十)	(四十九)	(新設)	(略)	(略)
(略)	(略)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の性能			
		(略)	(略)	(略)	(略)
給気送風機の給気風量		吸込口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて一点につき三十秒以上継続して風速を測定し、次の式により給気風量を算出する。 $Q = 60AV_m$ この式において、 Q、A及びV _m は、それぞれ次の数値を表すものとする。		記録がある場合にあっては、当該記録により確認すること足りる。	
Q 給気風量(単位 一分につき立方メートル)		A 吸込口面積(単位 平方メートル)		V _m 平均風速(単位 一秒につきメートル)	

四 予 備 電 源 (一)	(略)	I ロビ 乗降 又は 又は 降路 昇る 定す に規 三項 第十 第三 十三 条の 十九 百二 令第 室、 は付 室又 階段 する 規定 号に 第二 第三 条第 十三 百二 令第		(略)	(略)	(略)	(略)
		備 置		(略)		加圧防 排煙設 備	
		状況	自家用 発電装 置等の 状況	(略)		遮煙開 口部の 性能	(略)
		容量	自家用 発電機 の発電 容量	(略)		遮煙開 口部の 排出風 速	加圧防 排煙設 備を作 動させた 状態で 遮煙開 口部の 開口幅 を四 十センチメートル 開放し、 同一断面 内から 九箇所 を偏りな く抽出し、 風速計 を用いて 一点につ き三十 秒以上 継続して 風速を 測定す る。
		目視により確認す る。	(略)		令第二百 十二条第 十四項若 しくは第 十五項 又は令第 百二十九 条の二の 五第一項 第七号の 規定に 適合しな いこと。		
		予備電源の容量を確 認する。	(略)		自家用 発電装置 の出力 容量が 少なく、 防災設 備を三 十分以 上運転 できな いこと。		

四 予 備 電 源 (一)	(略)	I ロビ 乗降 又は 又は 降路 昇る 定す に規 三項 第十 第三 十三 条の 十九 百二 令第 室、 は付 室又 階段 する 規定 号に 第二 第三 条第 十三 百二 令第		(略)	(略)	(略)	(略)
		備 置		(略)		加圧防 排煙設 備	
		状況	自家用 発電装 置等の 状況	(略)		遮煙開 口部の 性能	(略)
		容量	自家用 発電機 の発電 容量	(略)		遮煙開 口部の 排出風 速	加圧防 排煙設 備を作 動させた 状態で 遮煙開 口部の 開口幅 を四 十センチメートル 開放し、 同一断面 内から 九箇所 を偏りな く抽出し、 風速計 を用いて 一点につ き三十 秒以上 継続して 風速を 測定す る。た だし、 前回の 検査以 降に同 等の方 法で実 施した 検査の 記録が ある場 合にあ つては、 当該記 録によ り確認 すること で足り る。
		目視により確認す る。	(略)		電気配線 及び換気 風道等の 防火区画 貫通措 置に欠 損又は 脱落が あること。		
		設計図書等により確 認するとともに、防 災設備の容量を確認 する。	(略)		防災設備 の出力容 量に比 して予 備電源 の発電 容量が 小さく、 三十分 以上運 転でき ないこと。		

(二十六)	(略)	(略)	(略)	(六)	(七)	(略)	(四)	(三)	
直結エンジン	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
直結エンジンの性能	始動及び停止並びに運転の状況	目視、聴診又は触診により確認する。	正常に作動若しくは停止できないこと、排煙口の開放と連動して直結エンジンが作動しないこと又は運転中に異常な音、異常な振動等があること。	計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視により確認する。	発電機盤、自動制御盤等の計器類、スイッチ等指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプ類が点灯しないこと。	燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	目視又は触診により確認する。	端子部の締め付けが堅固でないこと、計器若しくは制御盤の表示ランプ等に破損があること又は原動機若しくは燃料タンクの周囲に油漏れ等があること。

(二十六)	(略)	(略)	(略)	(六)	(七)	(略)	(四)	(三)	
直結エンジン	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
直結エンジンの性能	始動及び停止の状況	目視により確認する。	正常に作動若しくは停止できないこと又は排煙口の開放と連動して直結エンジンが作動しないこと。	計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視により確認する。	発電機盤、自動制御盤等の計器類、スイッチ等指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプ類が点灯しないこと。	燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	目視又は触診により確認する。	端子部の締め付けが堅固でないこと、計器若しくは制御盤の表示ランプ等に破損があること又は原動機若しくは燃料タンクの周囲に油漏れ等があること。

蓄電池の別置電源	(二)~(四)	(略)	予備電源	器具	照明器具	一 (一)	(イ)検査項目 非常用の照明器具	(ウ)検査事項 (略)	(ハ)検査方法 (略)	(ニ)判定基準 (略)
----------	---------	-----	------	----	------	-------	---------------------	----------------	----------------	----------------

別表第三

<p>次の表の上欄に掲げる項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる記録がある場合には、(ハ)欄に掲げる検査方法にかかわらず、当該記録により確認することとする。</p>									
<p>(削る)</p>									
<p>(削る)</p>									
<p>一 項(九)、(十)、(三十七)、(三十九)及び(四十九)並びに二 項(二十四)</p> <p>一 項(二)、(四)、(六)から(八)まで、(十)から(十二)まで、(十四)、(二十)、(二十一)、(二十二)及び(二十七)、二 項(一)から(四)まで、(六)から(八)まで、(十)、(十二)、(十八)から(二十)まで、(二十二)から(二十六)及び(二十八)まで、三 項(一)、(三)、(五)及び(六)並びに四 項(三)から(八)まで及び(十)から(十二)まで</p> <p>前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録</p>									

蓄電池の別置電源	(三)~(五)	(二)	予備電源	器具	照明器具	一 (一)	(イ)検査項目 非常用の照明器具	(ウ)検査事項 (略)	(ハ)検査方法 (略)	(ニ)判定基準 (略)
----------	---------	-----	------	----	------	-------	---------------------	----------------	----------------	----------------

別表第三

<p>(新設)</p>									
<p>(二十七)</p>									
<p>運転の状況</p>									
<p>聴診、触診又は目視により確認する。</p>									
<p>運転中に異常な音、異常な振動等があること。</p>									

(略)

次の表の上欄に掲げる項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる記録がある場合には、(注)欄に掲げる検査方法にかかわらず、当該記録により確認すること足りる。

一項(一)を除く。、二項(一)及び(七)を除く。並びに三項(一)・(二)・(五)・(六)及び(二十二)を除く。	前回の検査後にそれぞれ(注)欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士等が実施した検査の記録
一項(一)・二項(一)・(三)及び(七)並びに三項(一)・(五)・(六)及び(二十二)	前回の検査後にそれぞれ(注)欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士等が実施した検査の記録又は前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録

別記第一号 (A4)

検査結果表
(換気設備)
(略)

番号	検査項目等	(略)
1	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を設けらるべき調理室等を除く。)	(略)
(1)・(2)	機械換気設備 (中央管理方式の換気設備を含む。)の外観	(略)
(3)	各居室の給気口及び排気口の設置位置	(略)
(4)	各居室の給気口及び排気口の取付けの状況	(略)
(5)~(8)	(略)	(略)
(割る)	(割る)	(略)
(9)	機械換気設備 (中央管理方式の換気設備を含む。)の性能	(略)
(10)	各居室の換気量 (略)	(略)
(11)~(15)	中央管理方式の換気設備	(略)
(16)	各居室の温度	(略)
(17)	各居室の相対湿度	(略)
(18)	各居室の浮遊粉じん量	(略)

(略)

(新設)

別記第一号 (A4)

検査結果表
(換気設備)
(略)

番号	検査項目等	(略)
1	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を設けらるべき調理室等を除く。)	(略)
(1)・(2)	機械換気設備 (中央管理方式の換気設備を含む。)の外観	(略)
(3)	各居室の給気口及び排気口の設置位置	(略)
(4)	各居室の給気口及び排気口の取付けの状況	(略)
(5)~(8)	(略)	(略)
(9)	各系統の換気量	(略)
(10)	各居室の換気量 (略)	(略)
(11)	各居室の換気量 (略)	(略)
(12)~(16)	中央管理方式の換気設備	(略)
(17)	各室内の温度	(略)
(18)	各室内の相対湿度	(略)
(19)	各居室の浮遊粉じん量	(略)

(19)	各居室の一酸化炭素含有率	(略)
(20)	各居室の二酸化炭素含有率	(略)
(21)	各居室の気流	(略)
(略)		

(注意)

①～⑩ (略)

⑪ 1(9)「各居室の換気量」については、法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を設けるべき調理室等を除く。)の換気状況調査票(別表1)を添付してください。

⑫～⑮ (略)

別記第二号(A4)

検査結果表
(排煙設備)
(略)

(20)	各室の一酸化炭素含有率	(略)
(21)	各室の二酸化炭素含有率	(略)
(22)	各室の気流	(略)
(略)		

(注意)

①～⑩ (略)

⑪ 1(10)「各室の換気量」については、法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を設けるべき調理室等を除く。)の換気状況調査票(別表1)を添付してください。

⑫～⑮ (略)

別記第二号(A4)

検査結果表
(排煙設備)
(略)

番号	検査項目等	(略)
1	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は昇降ロビー、令第126条の2第1項に規定する居室等	(略)
(1)～(10)	(略)	(略)
(11)～(13)	排煙口	機械排煙設備の排煙口の外観
(14)	手動開放装置の設置の状況	(略)
(15)～(31)	(略)	(略)
(32)～(34)	特殊な構造の排煙設備	特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気口の外観
(35)	手動開放装置の周囲の状況	(略)
(36)～(45)	(略)	(略)
(46)～(48)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の性能	(略)
(49)	給気送風機の給気風量	(略)
(50)	(略)	(略)
(51)～(53)	(略)	(略)
2	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー	(略)

番号	検査項目等	(略)
1	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は昇降ロビー、令第126条の2第1項に規定する居室等	(略)
(1)～(10)	(略)	(略)
(11)～(13)	排煙口	機械排煙設備の排煙口の外観
(14)	手動開放装置の設置の状況	(略)
(15)～(31)	(略)	(略)
(32)～(34)	(新設)	特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気口の外観
(35)	手動開放装置の設置の状況	(略)
(36)～(45)	(略)	(略)
(46)～(48)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の性能	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(49)	(略)	(略)
(50)～(52)	(略)	(略)
2	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー	(略)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3)~(5)	加圧防排煙設備	給気口の外觀	(略)	(略)
(6)・(7)	(略)	給気口の手動開放装置の周囲の状況	(略)	(略)
(8)	(略)	(略)	(略)	(略)

4	予備電源	自家用発電装置等の状況	自家用発電装置の防火区画等の貫通措置の状況	(略)
(1)	自家用発電装置	(略)	(略)	(略)
(2)~(12)	(略)	(略)	(略)	(略)

(18)~(25)	直結エンジン	(略)	直結エンジンの始動及び停止並びに運転の状況	(略)
26	(略)	直結エンジンの性能	(略)	(略)
(割る)	(略)	(略)	(略)	(略)

(注意)
 ①~⑩ (略)
 ⑫ 1.37 「排煙口の排煙風量」及び1.49 「給気送風機の給気風量」については、排煙風量測定記録表(別表3-2)を添付してください。
 ⑬~⑯ (略)
 別記第三号(A4)

検査結果表
 (非常用の照明装置)
 (略)

番号	検査項目等	(略)
1	照明器具	(略)
(1)	非常用の照明器具	使用電球、ランプ等 (略)
(2)	照明器具の取付けの状況	(略)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3)~(5)	加圧防排煙設備	給気口の外觀	(略)	(略)
(6)・(7)	(略)	給気口の手動開放装置の設置の状況	(略)	(略)
(8)	(略)	(略)	(略)	(略)

4	予備電源	自家用発電装置の外觀	自家用発電装置の防火区画の貫通措置の状況	(略)
(1)	自家用発電装置	(略)	(略)	(略)
(2)~(12)	(略)	(略)	(略)	(略)

(18)~(25)	直結エンジン	(略)	直結エンジンの始動及び停止の状況	(略)
26	(略)	直結エンジンの性能	(略)	(略)
27	(略)	(略)	運転の状況	(略)

(注意)
 ①~⑩ (略)
 ⑫ 1.37 「排煙口の排煙風量」については、排煙風量測定記録表(別表3-2)を添付してください。
 ⑬~⑯ (略)
 別記第三号(A4)

検査結果表
 (非常用の照明装置)
 (略)

番号	検査項目等	(略)
1	照明器具	(略)
(1)	非常用の照明器具(新設)	使用電球、ランプ等 (略)
(新設)	照明器具(新設)	(略)

2 電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置		
(1)	予備電源	予備電源への切替え及び器具の点灯の状況並びに予備電源の性能 (別記)
(2)~(4)	(略)	(略)

(略)	6 自家用発電装置	
(略)	(略)	
(13)・(14)	自家用発電装置の性能	(略)
(15)	運転の状況	(略)
(16)・(17)	(略)	(略)

(注意)
①~⑩ (略)
⑪ 2(2)「照度」については、非常用の照明装置の照度測定表(別表4)を添付して下さ
い。
⑫~⑯ (略)
別記第四号(A4)

検査結果表
(給水設備及び排水設備)
(略)

番号	検査項目等	(略)
(略)	(略)	
2	飲料水の配管設備	(略)
(1)~(8)	(略)	(略)
(9)・(10)	給湯設備 (循環ポンプを含む。)	(略)
(別記)	(別記)	(別記)

(注意)
(略)

2 電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置		
(1)	予備電源	予備電源への切替え及び器具の点灯の状況 (略)
(2)	予備電源の性能	(略)
(3)~(5)	(略)	(略)

(略)	6 自家用発電装置	
(略)	(略)	
(13)・(14)	自家用発電装置の性能	(略)
(15)	音、振動等の状況	(略)
(16)・(17)	(略)	(略)

(注意)
①~⑩ (略)
⑪ 2(3)「照度」については、非常用の照明装置の照度測定表(別表4)を添付して下さ
い。
⑫~⑯ (略)
別記第四号(A4)

検査結果表
(給水設備及び排水設備)
(略)

番号	検査項目等	(略)
(略)	(略)	
2	飲料水の配管設備	(略)
(1)~(8)	(略)	(略)
(9)・(10)	給湯設備 (循環ポンプを含む。)	(略)
(11)	ガス湯沸器の煙突及び給排気部の構造	(略)

(注意)
(略)

この告示は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

附 則

別表 3-2 排煙風量測定記録表 (A4) 給気式 (特殊な構造の排煙設備)

測定年月日	測定機器 メーカー名		型式番号等		
1	給気送風機系統(機器番号等)	給気送風機銘板表示		給気送風機の性能 (風量)	
				m ³ /min	
2	排 煙 口				判 定
階	室 名	排煙口面積 (m ²)	測定風速 (m/s) *注1)	測定風量 (m ³ /min)	
				規定風量 (m ³ /min)	指値なし・要是正
					指値なし・要是正
3	給 気 送 風 機				判 定
	吸込口面積 (m ²)	測定風速 (m/s) *注1)	測定風量 (m ³ /min)	規定風量 (m ³ /min)	
					指値なし・要是正
4	直結エンジン (内燃エンジン) の有無	予備電源又は直結エンジン切り替え			
	有 ・ 無	指値なし ・ 要是正			
注1) 「測定風速」欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。 注2) 自主点検等による排煙風量測定記録がある場合は、実施時期、測定方法、測定値等が適正であるか否かを判定すること。					
5	排煙系統図 (給気送風機と排煙口の対応関係が分かる図を記入すること)				

別表 3-2 排煙風量測定記録表 (A4) 給気式 (特殊な構造の排煙設備)

測定年月日	測定機器 メーカー名		型式番号等		
1	給気送風機系統(機器番号等)	給気送風機銘板表示		給気送風機の性能 (風量)	
				m ³ /min	
2	排 煙 口				判 定
階	室 名	排煙口面積 (m ²)	測定風速 (m/s) *注1)	測定風量 (m ³ /min)	
				規定風量 (m ³ /min)	指値なし・要是正
					指値なし・要是正
					指値なし・要是正
					指値なし・要是正
					指値なし・要是正
3	直結エンジン (内燃エンジン) の有無	予備電源又は直結エンジン切り替え			
	有 ・ 無	指値なし ・ 要是正			
注1) 「測定風速」欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。 注2) 自主点検等による排煙風量測定記録がある場合は、実施時期、測定方法、測定値等が適正であるか否かを判定すること。					
4	排煙系統図 (給気送風機と排煙口の対応関係が分かる図を記入すること)				